

◎新潟県訓令第3号

本 庁
地 域 機 関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成5年3月新潟県訓令第7号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）に対応する同表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）が存在する場合には当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には当該移動後様式を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第1号）は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。			新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第1号）は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。		
様式番号	名 称	規定条文	様式番号	名 称	規定条文
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第22号様式	仮契約書	第38条第1項	第22号様式	仮契約書	第38条第1項
<u>第22号様式の2</u>	<u>契約保証金充</u> <u>当申出書</u>	<u>第45条第3項</u>			
第22号様式の3	(略)	(略)	<u>第22号様式の2</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第134号様式	(略)	<u>第193条第2</u> <u>項、第4項、</u> <u>第5項</u>	第134号様式	(略)	<u>第193条第2</u> <u>項</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第22号様式 (略) 第22号様式の2 (第45条関係) 契約保証金充当申出書 年 月 日 新潟県知事 様 住 所 氏 名 ㊞ に係る契約保証金 円を売払代金 に充当してください。			第22号様式 (略)		
第22号様式の3 (略)			第22号様式の2 (略)		
第48号様式の2 (第90条関係) 納入通知書			第48号様式の2 (第90条関係) 納入通知書		

(略)

母子父子寡婦福祉資金貸付事業
特別会計

(略)

第134号様式（第193条関係）

出納員等引継書

新潟県財務規則第193条第 1 項の規定により、
下記目録のとおり、関係書類を対照のうえ相違
なく引き継ぎました。

(略)

注 この様式により難しいものは、適宜調整して作
成すること。

(略)

母子寡婦福祉資金貸付事業特別
会計

(略)

第134号様式（第193条関係）

出納員等引継書

新潟県財務規則第193条第 2 項の規定により、
下記目録のとおり、関係書類を対照のうえ相違
なく引き継ぎました。

(略)